

地域防災拠点施設整備モデル事業実施要綱

平成 13 年 1 月 6 日府政防第 133 号決 定

平成 22 年 3 月 31 日府政防第 187 号最終改正

第 1 目的

本事業は、地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）に基づいて都道府県知事が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に掲げられた地域防災拠点施設のうち、第 2 以後の要件を満たす施設を整備することにより、当該施設が整備される地域の防災性の向上を図るとともに、地域防災拠点施設整備のモデル事例を提供し、もって地震災害に対する地域住民の安全の向上に資することを目的とする。

第 2 整備場所

本事業による地域防災拠点施設は、自然的・社会的諸条件からみて地震災害発生時の危険性が高い地域のうち、災害対策活動の拠点としてふさわしい安全性、利便性等を備えた区域内に整備するものとする。

第 3 事業主体

本事業の事業主体は、地方公共団体とする。

第 4 施設

- 1 本事業による地域防災拠点施設（既存建築物（過去に本事業により整備した施設を除く。以下同じ。）を活用して整備する施設を含む。以下同じ。）は、地震災害発生時における地域の災害対策活動の拠点としての機能を総合的かつ有機的に果たすため、地域の実情に応じて、次の各号に掲げる施設を備えるものとする。
 - 一 津波避難施設（津波の際に付近の住民等が避難できる空間）又は総合監理施設（情報連絡室、職員関係室、集会室）
 - 二 その他地域防災拠点施設の整備目的に適合すると認められる施設
- 2 本事業による地域防災拠点施設は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく市町村地域防災計画（事業主体が都道府県の場合にあつては、同法に基づく都道府県地域防災計画）において当該施設における次の各号に掲げる用途（総合監理施設を備える施設にあつては、第三号に掲げる用途を除く。）が定められているものとする。
 - 一 平常時における防災に関する知識の普及、教育及び訓練（防災教育施設を備える場合に限る。）
 - 二 地震災害時のための食料、飲料水及び生活必需品の備蓄（備蓄施設を備える場合に限る。）
 - 三 津波に関する情報の伝達及び避難

第 5 規模及び構造

本事業による地域防災拠点施設の構造及び規模は、次に掲げる事項を考慮して決定するものとする。

- 一 耐火構造であるとともに、地震災害発生時における振動等に耐える堅牢なものであること。
- 二 津波避難の機能を備えるものについては、津波の衝撃に耐えうる強度が確保されるとともに、避難計画人数の収容に必要な面積が確保できるものであること。

- 三 施設の利用上適切な面積が確保できるものであること。
- 四 平常時及び地震災害発生時における利用者の利便を確保できるものであること。

第6 事業計画の作成

- 1 本事業の事業主体の長は、当該地域防災拠点施設について事業計画を定めるものとする。
- 2 事業計画には、次の各号に掲げる事項について記載するものとする。
 - 一 地域防災拠点施設が整備される土地の区域
 - 二 地域防災拠点施設の整備に関する基本方針
 - 三 地域防災拠点施設における活動内容
 - 四 地域防災拠点施設の整備計画
 - 五 地域防災拠点施設の管理運営主体及び運営方法
- 3 本事業の事業主体の長は、事業計画を定める場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

第7 他の施設との調整

本事業の実施に当たっては、事業実施地域周辺に係る国及び地方公共団体による各種施策及び公共施設との調整を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、内閣総理大臣より事業計画の承認を受けた施設については、第4第2項の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、内閣総理大臣より事業計画の承認を受けた施設については、第4第3項の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。